

■水路計画説明図

提示の水路の付け替え経路（イメージ）を参考に、水路の設計について提案すること。



※水路の設計にあたっては、本事業用地外(区域外)からの雨水の流入についても考慮し、奈良市開発指導要綱、同要領、同基準等に準拠したうえで、適切な水路勾配を確保し基本的に暗渠(管渠またはボックスカルバート等)とすること。

また、管理等に必要な人孔を適切に配置すること。

※なお、上図の本事業用地外(区域外)からの雨水の流入については、参考として現時点において把握している内容を示しており、今後、事業者において調査・協議等を実施のうえ、区域外流入等の設計条件を明らかにすること。

※当該水路は水利権を有する水路であることから、奈良県と協力して水路管理者(奈良市)及び水利組合(横領水利組合、尼ヶ辻東方水利組合)と協議を行い、指導に則り設計すること。

※建築物の配置計画等により、上図の水路の付け替え経路(イメージ)に対して、より合理的な排水計画がなされる場合は、事業者の責において水路の経路等を変更する提案を行うことができる。



